

(第1報告)

## 複合契約としてのクレジット契約

南山大学法学部准教授 都筑満雄

はじめに

- 一 2008年の割賦販売法改正の意義
  - 1 改正に至る経緯
  - 2 改正の意義
- 二 複合契約の法理
  - 1 複合契約の法的構造
  - 2 複合契約中の抽象的には公序良俗に反しない契約の無効如何
  - 3 複合契約中の一方の契約の解除等による他方の契約の消滅如何

はじめに

いわゆるクレジット契約は、売買に際して信用が付与される販売信用取引の中でも最も利用される取引形態であると同時に、これまでに数多くのトラブルを生じさせてきた取引でもある。この取引をめぐっては2008年の6月に同取引を規制する割賦販売法の大幅な改正がなされた。また近時においては同取引のように複数の契約が結合した取引、いわゆる複合契約を対象とする法理論の構築が民法学の新たな課題として意識されるに至っている。本報告は、このクレジット契約に焦点を当て、これら我が国の契約法の新しい動向の一面を紹介することを試みるものである。

### 一 2008年の割賦販売法改正の意義

#### 1 改正に至る経緯

(1) 売買契約や役務提供契約の第三者が購入者たる消費者にこれについて信用を付与する三当事者間の取引を一般にクレジット契約または第三者与信型消費者信

用取引などといひ、今日において同取引は自社割賦をしのぎ広くおこなわれるに至っている。このうち最も広く利用されてきたのが割賦購入あっせんであり、またそのトラブルのほとんどが購入のつど立替払契約を結ぶ個品割賦購入あっせんに起因するものであった。

この個品割賦購入あっせんは次のような仕組みを有している。すなわち、顧客が販売業者から商品を購入する際に、この販売業者と提携している、つまり加盟店契約関係にある信販会社と立替払契約を締結し、これを受けて信販会社が販売業者に売買代金を立替払いし、顧客が後にこれに立替手数料を合わせた額を信販会社に分割払いする。ここでは顧客は、販売業者との間の売買契約と信販会社との間の立替払契約という別個の契約をそれぞれ結んでいるため、販売業者に債務不履行があったとしても、また売買契約が無効、取消、解除等により消滅しても、これを売買契約の第三者たる信販会社に主張して、賦払金の支払いを拒絶することはできない。また仮に販売業者との間で紛争が解決せずに販売業者が倒産に至ったとしたら、顧客は望みの売買目的物を手に入れられぬまま、賦払金の負担のみを負い続けることになる。そしてこの問題をめぐって顧客と信販会社との間で数多くの紛争が生じることになったのである。

(2) このような状況を受けて1984年に、主として消費者の保護を目的として販売信用取引を規制する割賦販売法が改正され、政令で指定された商品の割賦購入あっせんにおいて顧客が売買契約上の抗弁をもって信販会社に対する支払いを拒絶することを認めるいわゆる抗弁の接続が同法の30条の4に規定されて、この問題は一定の立法的解決を見ることになった。この抗弁の接続の制度は、立法担当者の理解もふまれば、信販会社と販売業者とが密接な関係にあるこの取引において構造上劣位にある顧客たる消費者の保護を意図して顧客に支払停止を認めるものである。そして販売業者が倒産に至った場合、顧客は抗弁を有し続け、信販会社は顧客から支払いのない分については倒産した販売業者からの回収を強いられることになり、したがって同制度はこうしたリスクの転嫁をも含む顧客たる消費者の保護という意義を有する制度であるといえる。

なお同法は他にも次のような規制をおこなっている。例えば、割賦販売業者は、販売の際には割賦販売条件を表示し、契約を締結した場合には、その内容を明らかにする書面を交付しなければならない。また店舗外取引については消費者に8日間の売買契約のクーリング・オフが認められ、さらに割賦販売業者の解除権や損害賠償請求権についての制限もなされている。

(3) ところで、上記のように同法30条の4は顧客たる消費者の保護を図るものであったが、同条の適用される取引は指定商品の割賦購入あっせんに限られ、またその効果も支払停止にとどまるなど、限界もまた有していた。その後1999年に再度割賦販売法が改正されて、抗弁の接続が適用される取引が拡大され、この問題は一定の解決を見たが、この改正後も特に加盟店の悪質な商法にまつわる紛争を中心にこの取引に関する紛争は鎮静化しなかった。その一因として、この制度では顧客が信販会社に既に支払った既払金の返還までは認められないため、たとえ信販会社が加盟店の悪質な販売方法を知ったとしても、加盟店契約関係を打ち切るよりも加盟店に経営を継続させて、できるだけ顧客から立替金の支払いを受ける方が信販会社にとって経済的に有利であり、加盟店の審査管理を十分におこなうインセンティブに欠けることなどが挙げられる。そこで2008年の割賦販売法改正はこのような状況を受けて、限られた場合とはいえ立法上この既払金の返還までを認めるに至ったのである。

## 2 改正の意義

(1) 改正点としては他にも次の点が挙げられる。例えば、まず政令で指定された商品の取引についてのみ同法が適用されるとの指定商品制が原則として廃止され、同法の適用領域が拡張された。次にこれまで売買契約についてのみ認められたクーリング・オフが与信契約について認められた。また日常生活で通常必要とされる分量を著しく超える過量販売契約に係る与信契約の解除等が認められた。さらに与信者は、加盟店が不当な勧誘行為をおこなっていないか調査し、おこなわれていた場合には与信契約を締結することが禁じられ、また顧客の支払能力を調査し、これを超える過剰な与信も禁じられている。本報告では既払金の返還の規定について以下に若干の指摘をなすにとどめる。

(2) この点について改正法は、その35条の3の13から35条の3の16までにおいて、特に消費者被害が集中している訪問販売などの特定商取引法が適用される取引に関する個品割賦購入あっせん(改正法では対象取引が拡張されて個別信用購入あっせんに名称が変更されている)について、販売業者が購入者を立替払契約の締結に勧誘する際に、この契約に関する重要な事項について不実の告知をおこなった場合だけでなく、同契約締結の動機に関する事項である売買契約に関する重要な事項について不実の告知をおこなった場合にも、同契約の取消しを認めている。なお一

定の重要事項についての故意の不告知もこれと同様である。この点、消費者契約法5条は、事業者から媒介の委託を受けた第三者がこうした不実の告知等をおこなった場合に、購入者がこの契約を取り消すことを認めている。したがって販売業者を立替払契約の媒介者として見て、この者がこの契約の重要事項について不実の告知等をした場合には、これを取り消すことはできる。しかし売買契約の重要事項について不実の告知等がおこなわれた場合には、立替払契約締結の動機を構成する事項について不実の告知等がおこなわれたにすぎないため、同法のもとでは立替払契約の取消しを認めることはできないと解されてきた。したがって本条は、これまで困難であった販売業者の売買契約についての不実告知等による立替払契約の取消しを明文をもって認めるものである。

(3) ところで、このように立替払契約が遡及的に消滅する場合には、顧客の信販会社に対する既払金の返還請求が認められることに異論はないとしても、反対に信販会社が顧客に代って販売業者に支払った立替金についての不当利得返還請求が認められてしまうおそれもある。この点で注目すべきは本改正法が、これに配慮してか、同条にこの信販会社の顧客に対する不当利得返還請求を禁ずる旨の規定をおいていることである。そしてこれにより顧客の完全な原状への回復が認められることになり、反対に信販会社は立替金全額について販売業者からの回収不能のリスクを負担することになる。それゆえ同制度は、限られた取引についてはあるものの、信販会社へのこの完全なリスクの転嫁を含んだ顧客たる消費者の保護を実現する意義を有するものであるといえよう。

## 二 複合契約の法理

### 1 複合契約の法的構造

(1) ところで広く契約法一般の問題との視座に立てば、本問のクレジット契約は複数の契約が集合して単一の取引を形成するいわゆる複合契約の典型であり、ここで認められうる契約間の影響関係は本問取引においても認められうることになるであろう。ではこの複合契約とはどのような構造の取引であり、また契約法上いかなる法的な問題を提起するものか。

現代においては複雑で高度な取引を大量におこなうことが求められ、そのためしばしば取引を達成するために複数の契約の締結が必要になる。このように複数の契

約が結合して構成要素となり、これを達成する手段になっている取引、すなわち複合取引は、その結合の仕方に応じて、異なる構造を有し、また異なる法的な問題を提起する、例えば連鎖的売買や下請のような契約の連鎖と、例えばクレジット契約のような複合契約とから成る。このうち複合契約は、二当事者またはそれ以上の者の間で複数の契約が結ばれ併存し、これら各契約が締結され履行されることで全体としてこの一つの取引が達成されるという構造を有する取引であり、ここでは形式的に複数の独立した契約が結ばれているとしても、これらが単一の取引を構成して密接に関連し依存する関係にあるため、様々な局面でこれらを一体的に扱い影響関係を認めうるかが問題となる。そしてこの複合契約において各当事者はこの取引の全体を達成するとの目的のもとにその手段として各契約を締結していることに着目すれば、この複合契約の提起する問題は、この目的を様々な局面での各契約の処理にあたって既存の法理を媒介にして如何に反映するかに集約することができるのである。

(2) ところでこの複合契約が提起する契約間の影響関係如何という問題は、一方の契約の消滅等による他方の契約の消滅如何という消滅の局面において最も典型的に現れ、かつ当事者の利害の対立が先鋭化するこの局面こそがその最も重要な問題局面といってよいであろう。実際、現在の複合契約に関する議論は、一方の契約の不履行または解除による他方の契約の解除等消滅如何を主に対象にしていた。これに加えて複合契約の提起する問題としてこれに劣らず重要な問題が、複合契約中の一方の契約が公序良俗に反する場合にこれに反しないかに見える他方の契約の無効如何である。そして後述のようにこれらにおける契約の消滅の問題も当該の取引の達成という契約の締結目的の反映如何に帰せられるのである。

(3) そして上記複合契約に関する二つの問題の考察は本問のクレジット契約にとっても意義を有している。というのも、今回の改正法によっても、既払金の返還まで認められたのは最も消費者被害を生じさせたものとはいえあくまで特定の取引における特定のトラブルに限られ、その適用のない場合には、抗弁の接続等に加えて、この消滅の局面における契約間の影響関係の承認がなお少なからぬ意味を持っているからである。ではこれらにおいて、契約はいかなる法的根拠に基づいて消滅し、またこれを判断する際にはどのような要素が考慮されるのか。以下ではいくつかの裁判例を検討して、これらを明らかにしてみたい。

## 2 複合契約中の抽象的には公序良俗に反しない契約の無効如何

(1) まず複合契約中の一方の契約が公序良俗に反する場合に抽象的にはこれに反しないかに見える他方の契約の無効如何の問題を検討する。

(2) このうち二当事者間の複合契約においてこの無効如何が早くから意識的に論じられた代表的な例が、もっぱら第二次世界大戦前に問題になった、芸娼妓稼働契約と結合した消費貸借契約の無効如何の問題であった。ここでは、娘が雇主から金銭を前借りした上で、住み込みで働いてこの前借金を返すという約束がなされる。しかし実質的にここでおこなわれていたのはこの娘の親と雇主との間での娘の人身売買であったため、芸娼妓稼働契約だけでなく消費貸借契約も公序良俗に反し民法90条により無効になるかが問題になったのである。

この問題については、大勢において消費貸借契約を有効とする大審院判例から、これを覆し同契約も無効とする画期的な判断をおこなった最高裁第二小法廷判決昭和30年10月7日に至るまで、数多くの裁判例が存在する。そして特にこの消費貸借契約を無効とした最高裁判決の判旨から、一見公序良俗に反しないかに見える同契約を無効とするにあたり、次のような法的根拠とその無効判断の枠組みとを導き出すことができる。すなわち、本件契約関係は二当事者間の二個の複合契約であり、ここでは娘の人身の自由を保護するために消費貸借契約を公序良俗違反として民法90条により無効とするのか、雇主の利益にも配慮して同契約を有効とするのかが問題になっていた。そしてまず、同契約が娘の人身売買という不法な取引をおこなうことをその締結目的としていることに鑑みて、これを無効とするのに適した法律構成として、動機に不法がある場合に契約を無効とするいわゆる動機の不法が挙げられる。続いて、その無効判断の要素として、同契約が目的とする行為、すなわち本件取引の違法性の程度やその達成にとってこの契約が不可欠な手段になっているかが抽出される。

(3) 二当事者間の複合契約におけるこの無効判断が以上のものであるとして、では三当事者間の複合契約についてはどうか。ところで動機の不法については、動機が不法な契約をどのような基準で無効とするかがこれまで論じられてきたが、これについて下された少なからぬ判決が実際には三当事者間の複合契約に関するものであり、この議論はここでの無効判断の解明にとって鍵になるであろう。

そしてこれに関して、近時の多数説とこれに近い判例により、次のようなこの

## (第1報告) 複合契約としてのクレジット契約

無効判断の枠組みが示されている。すなわち、動機の不法による契約の無効判断は、これを無効とすべしとの要請と相手方の取引の安全を図るべしとの要請との調整を目指しておこなわれるべきであり、その判断は、相手方の不法な動機の認識を前提にしつつ、動機の違法性の程度と相手方の関与ないし認識の強さや、契約と不法な動機との牽連性の強さ（つまり契約が不法な動機的手段として欠かせないか）との相関関係による。

(4) 以上から二当事者間、三当事者間それぞれの複合契約における本問の無効判断の根拠と判断枠組みとが明らかになった。では上記法理の特に三当事者間のそれはクレジット契約にも妥当しうなのか。次の裁判例はこのことを例証するものである。

例えば、昭和62年8月31日に名古屋高裁金沢支部が下した二つの判決は、信販会社が公序良俗に反する売買契約の履行を目的として立替払契約を締結した場合について、立替払契約が公序良俗に反し無効となる余地を認め、あるいは信販会社の認識を認定して立替払契約を無効としている。これらは本問取引において動機の不法により立替払契約の無効を認めた好例といえる。またここでは同契約が本件不法な取引の重要な手段になっていたことや同取引に信販会社が少なからず関与していたことが考慮されているのである。

したがって、上記複合契約における本問の無効判断に関する法理は、クレジット契約にも妥当するものであるといえよう。

### 3 複合契約中の一方の契約の解除等による他方の契約の消滅如何

(1) 次に複合契約中の一方の契約が履行されなかったまたは解除により消滅した場合の他方の契約の消滅如何の問題について、これに関する数少ない裁判例を素材に、上記考察より得られた結論もふまえて、検討する。

(2) そこでまず今日の我が国の複合契約の議論の発端でもあり、また本問に関する最重要の判決である最高裁第三小法廷判決平成8年11月12日について、検討する。本件は、XがYとの間でマンションの区分所有権の売買契約とともにこれに併設されたスポーツクラブの会員契約を締結し、また本件取引においては区分所有権の得喪と会員権の得喪とが密接に関連づけられていたところ、XがYの会員契約の債務不履行に基づいて売買契約の解除を求めたものである。これについて最高裁は、同一当事者間の債権債務関係が二個以上の契約から成る場合であっても、

それらの目的とするところが相互に密接に関連づけられていて、社会通念上いずれかが履行されるだけでは契約を締結した目的が全体としては達成されないと認められる場合には、一方の契約での債務不履行を理由に両契約を解除することができるとし、会員契約の履行遅滞を理由に売買契約の解除を認めたのである。

本判決は、二当事者間で一つの取引の遂行を目的として二個の契約が結ばれ、両契約は一方無ければ他方無しといえるほどに密接に結びついていたところ、会員契約が履行されず、売買契約の締結目的である本件取引が達成されないことから、同契約の解除を認めたものである。本件では売買契約自体に解除の要件たる債務不履行がない。それにもかかわらず売買契約が目的とする本件取引を達成しえないため存在意義を失ったことを理由にその解除を認め、無用になった同契約からの買主たるXの解放を認めた。ここに本判決の眼目がある。そしてこのことから、複合契約においてこのように一方の契約が履行されないことで他方の契約が存在意義を失うためには、これが履行されなければその締結目的である取引を達成しえない関係にあること、換言すればこのように両契約が密接に結びついていなければならないことが理解されるであろう。

ところで、ある当事者にとって存在意義を失った契約を消滅させるべしとの要請がある一方で、他方契約を消滅させられる相手方の取引の安全にも配慮すべしとの要請も当然に想定され、それゆえこの目的は一方当事者の内心にとどまる単なる動機ではありえない。本件は両当事者ともに両契約の当事者である二当事者間の複合契約に関するものであって、相手方においても本件取引の一部として売買契約を締結しており、この点でこの締結目的は相手方においても、その単なる認識にとどまらず、両契約が運命をともにするとの黙示の合意を認めうるほどに共有されていたと見ることもできるのではないか。

(3) 上記判決は二当事者間の複合契約に関するものであったが、その後三当事者間の複合契約において同様の契約の消滅を認めた次のような判決が現れた。すなわち、東京地裁判決平成15年3月28日は、歌手XがAとマネジメント契約を締結するとともに、Yとの間でAが実演を提供するとの専属実演家契約（以下本件契約とする）を締結していたところ、前者の契約が解除されたことを受けて、Xが後者の契約の失効を主張したという事案について、本件契約においてXは義務のみを課され、マネジメント契約においてAがXにその報酬を支払う関係になっていたことから、両契約を併せて考えることによってはじめて契約の本質たる当事者間の双務性と有償性が確保されるとし、マネジメント契約が終了した場合にはこれ



が失われるとともにXは義務のみを負い続けるという著しい不利益を課されることになるから、本件契約も原則として失効すると判示したのである。

本件においては両契約が存在することで初めて各当事者の意図した双務有償の取引が達成され、その意味で本件契約にとってマネジメント契約は不可欠な前提をなしていたといえる。そのため本判決は、この契約の解除により取引が挫折し、本件契約は少なくともXにとって存在意義を失い、さらにはこの継続的な契約に拘束されることで対価のない義務のみを負い続けるXの不利益にも鑑みて、その失効を認めて、これ以降の拘束からXを解放したものとしよう。

ところで特に本件のような三当事者間の契約関係において本間の契約の消滅を認めることは、消滅した他方の契約に關知しない相手方の取引の安全を害するおそれがある。この点について本判決は、相手方が本件契約がマネジメント契約を前提とする関係にあることを十分に知りえたはずであるとして、相手方のこれについての認識を認めて、この不利益を重視すべきではないとしている。判決はさらに、消滅によってYが被る不利益について、マネジメント契約の解除がXの都合によるならば、これによる不利益をXは甘受する立場にないが、本件ではXに帰責性がないこと、また本件契約は将来に向かって失効するのみで、Yは既に十分な利益を得ていたことも併せて指摘している。

(4) 以上から、複合契約における本間の契約の消滅について、おおよそ次のような判断要素を抽出することができるであろう。すなわち、まず当該の契約がその存在意義を失うためには、両契約が一方が消滅すればその目的とする取引を達成しえないほど緊密に結びついていなければならない。次に相手方の取引の安全にも配慮するため、特に三当事者間の取引においては両契約が運命をともにするとの黙示の合意を認めうるほどにこの契約目的を相手方と共有しているか、また場合によっては契約の存続により生じる不均衡を併せて考慮して、少なくとも相手方がこれを認識していることが求められる。さらに相手方の被る不利益に鑑みれば、他の契約の消滅について消滅を主張する者に帰責性があってはならない。加えて、例えば、相手方において、契約の消滅が遡及せず既に十分な利益を得ていた、または少なくとも原状回復を受けられる、これに対し、消滅を主張する者において、継続的な契約に拘束され続ける、片務契約において義務のみを負うなどの彼我の利益状態も考慮される。

ところでクレジット契約について本間のような契約の消滅を認めた裁判例は存在しないが、三当事者間の複合契約の典型であるこの取引において上記判断をなすこ

とを妨げる理由はないであろう。

(5) 次に上記法理にいかなる法的根拠を与えることができるか。この点は裁判例においても明らかではないが、本問は結局契約締結後その目的より見て存在意義を失った契約の消滅如何に帰着するところ、既存の法原則を見るに、これに近い問題を規律するものとしていわゆる事情変更の原則における目的の到達不能の類型が想起される。近時においてはこの狭義の事情変更の原則とともに広い意味での事情変更問題をカバーする広義の事情変更の原則の存在なども説かれているところ、本問はこうした後発的事情変更問題の中に、目的の到達不能の類型につらなるものとして、位置づけることもできるのかもしれない。その詳細な検討は別稿にておこなった。

以上